

加 監 第 2 1 9 号

令和 8 年 7 月 2 4 日

加古川市長 岡 田 康 裕 様

加古川市監査委員 井ノ口 淳 一

加古川市監査委員 船 江 恒 平

加古川市監査委員 木 谷 万 里

加古川市監査委員 岡 田 妙 子

令和 7 年度加古川市外 2 市共有公会堂事務組合一般会計決算の審査意見について

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合が令和 8 年 3 月 3 1 日をもって解散したことに伴い、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条において準用する同法施行令第 5 条第 3 項の規定により審査に付された、令和 7 年度加古川市外 2 市共有公会堂事務組合一般会計決算及び決算附属書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和 7 年度加古川市外 2 市共有公会堂事務組合一般会計

決算審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 7 年度加古川市外 2 市共有公会堂事務組合一般会計歳入歳出決算
- 2 決算附属書類

令和 7 年度加古川市外 2 市共有公会堂事務組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類

第 2 審査の実施期間

令和 8 年 5 月 2 7 日から令和 8 年 7 月 2 4 日まで

第 3 審査の方法

提出された決算書及び決算附属書類が、関係法令その他諸規定に準拠して作成されているか、その計数は正確であるか、予算の執行状況は適正かどうか、解散に伴う権利義務及び財産の承継、清算事務が、構成団体の協議等に基づき適切に処理されているかどうかについて、関係部局が所管する関係諸帳簿及び証書類等と照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第 4 審査の結果

決算書及び決算附属書類は、関係法令その他諸規定に準拠して作成され、その計数については正確であり、予算の執行状況は適正であると認められた。

また、解散に伴い整理された権利義務及び財産の承継並びに清算事務について、その内容が本決算及び関係書類に適切に反映されていることを確認した。

なお、審査の概要は、次のとおりである。

1 決算の概要

(1) 決算の状況

7年度の決算状況は、次のとおりである。

決 算 収 支

(単位：円)

区 分	金 額
歳 入 (収入済額) A	187,488,583
歳 出 (支出済額) B	187,488,583
歳入歳出差引残高 (形式収支) (A－B) C	0
翌年度へ繰越すべき財源 D	0
7年度実質収支 (C－D) E	0

歳入決算額、歳出決算額ともに 187,488,583 円で、歳入歳出差引残高は 0 円となり、翌年度へ繰越すべき財源はなく、実質収支は 0 円である。

(2) 歳入

歳入決算状況は、次のとおりである。

歳 入 決 算 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	構成比	執行率 C/A	収入率 C/B	不納欠損額 D	収入未済額 B-C-D
財産収入	183,508,000	183,508,099	183,508,099	97.9	100.0	100.0	0	0
繰越金	3,947,000	3,947,173	3,947,173	2.1	100.0	100.0	0	0
諸収入	34,000	33,311	33,311	0.0	98.0	100.0	0	0
合 計	187,489,000	187,488,583	187,488,583	100.0	100.0	100.0	0	0

財産収入 183,508,099 円は、土地売却収入である。

繰越金 3,947,173 円は、6 年度決算による繰越金である。

諸収入 33,311 円の内容は、預金利子 18,051 円、行政財産使用料収入 15,260 円である。

(3) 歳出

歳出決算状況は、次のとおりである。

歳 出 決 算 状 況

(単位 金額：円、比率：%)

区 分	予算現額 A	支出済額 B	構成比	執行率 B/A	翌年度繰越額 C	不用額 A-B-C
議会費	0	0	0.0	0.0	0	0
総務費	0	0	0.0	0.0	0	0
予備費	0	0	0.0	0.0	0	0
諸支出金	187,489,000	187,488,583	100.0	100.0	0	417
合 計	187,489,000	187,488,583	100.0	100.0	0	417

諸支出金 187,488,583 円は、組合の構成団体（加古川市、高砂市、姫路市）へ歳計現金を分配したものである。

2 財産に関する調書

7 年度末現在の財産の状況は、次のとおりである。

財産の状況

区 分	単位	7 年度末現在高	6 年度末現在高	7 年度中増減高
公有財産 土地	m ²	0.00	2,634.83	△ 2,634.83

(1) 公有財産（土地）

6 年度末現在の土地 2,634.83 m²のうち、174.44 m²は個人に売却（令和 7 年 7 月 31 日付け土地売買契約）され、2,460.39 m²は「加古川市外 2 市共有公会堂事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書（令和 8 年 2 月 19 日付け）（以下「協議書」という。）」に基づき、令和 8 年 3 月 2 日付けで加古川市土地開発公社に売却された。

3 解散に伴う清算

(1) 歳計現金について

歳計現金 187,488,583 円は、協議書及び加古川市外 2 市共有公会堂事務組合同規約第 10 条に規定する解散に伴う歳計現金の分配に基づき、組合の構成団体（加古川市、高砂市、姫路市）に分配された。

歳入歳出の決算残額については、預金通帳と照合し、0 円になっていることを確認した。

市 別 分 配 金 の 状 況

（単位 金額：円、比率：%）

団 体 名	分 配 額	構成比
加古川市	62,378,342	33.27
高砂市	87,155,739	46.49
姫路市	37,954,502	20.24
合 計	187,488,583	100.00

なお、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合に帰属する事務は加古川市が承継している。

4 むすび

加古川市外 2 市共有公会堂事務組合は、加古川市、高砂市、姫路市を構成団体として組織され、加古川市外 2 市共有元公会堂敷地の維持管理に関する事務を共同で処理していたが、同組合は、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって解散となった。

同組合が所有していた当該用地は加古川市土地開発公社の所有であるが、その利用目的及び管理方法については、長期的な視点に立った計画的な活用が図られるよう、本市において留意されたい。